

未払役員賞与の 返上と源泉所得税

円高等の加速による経済状況等が悪化しておりますが、企業の経営状態が好転せずに未払いとなっている役員賞与を支払わないこととするケースが考えられます。この場合の役員賞与に係る源泉所得税の取扱いについて考えてみたいと思います。

1 基本的考え方

実務の現場において、役員賞与の支給を取りやめることから、源泉所得税の支払いについても同様に消滅するものと解釈されがちです。しかし、税務の扱いは、基本的に未払役員賞与の源泉徴収税額の納付義務が消滅することはありません。

これは、未払役員賞与を支払わないこととするケースでも、役員が一度役員賞与を受け取ったあとに会社に役員賞与相当額を返納したとす

る考え方によるためです。

2 1年ルール

源泉徴収は原則として支払いの際に行うこととされていますが、役員賞与と配当については支払いの確定した日から1年を経過した時点までに支払いがない場合は、1年を経過したその時点において、その支払いがあったものとみなして源泉徴収税額を納付しなければなりません。この規定にのっとりすでに納付済みの源泉徴収税額があり、未払役員賞与を支払わないこととなっても、上記の場合と同様に当該税額の還付を請求することはできません。注意が必要です。

3 留意点

未払役員賞与の不払い決定の事由が、特別清算開始命令や破産手続の決定などの特別の事情や、会社の債務超過の状態が相当期間継続している状態に基づいているケースであれば、「支払わないこととした部分について源泉徴収をしないで差し支えない」とされています。

したがって、単純な業績悪化の理由だけでは、源泉徴収の納付義務は免除されません。

ナマの税務相談室

Q M市に永年居住しているA一族一家です。

一昨年10月父太郎が河川流域に祖父の遺産の農地を温室耕作地として、花卉栽培に専念した土地約1,000㎡の遺産のことです。母はすでに亡くなっており、兄弟5人が温室の土地を5人で均分相続しました。けれども、温室栽培を継ぐ兄弟は誰もいません。

A しかし、この土地は県内でも有数の温室のメッカとか聞いていますが。

Q そうらしいです。実は近隣の農業法人N社が目をつけ、接続地を買収したいと。しかも、1㎡20万～30万という好条件で。

A それで、5人はこの買い申込みを契機として、父懇意の測量士のすすめで共有地の分割をすすめた と。

Q ハイ、測量士は5人平均分をモットーとして1,000㎡の土地を200㎡平均に5分筆をしてN法人の接続地は5人の長兄の土地をあて

分筆を完了、名義変更も済ませました。

A 長兄の土地とN社の売買契約は昨年4月に完了し、N社名義の分

筆も無事完了。

Q それで5人の一連の行動は税の上では？長兄以外の4人は約800㎡の土地は4人の名義のまま保有したいのです。長兄の売買は測量士に税理士資格があり、心配はないのです。

A 皆さんご安心を。5人の共有地の分割は税の通達があって、一連の行動は、譲渡がなかったものとする取扱いがあるのです。あの土地は傾斜もなく5つの土地はほぼ均衡がとれていて部分的な瑕疵も認められません。そして、国税（譲渡所得、贈与税）のほか、地方税の担当の見解でも結果において5人の土地の㎡が数量価額とも開差少しいふことであれば、国税に準じて取得税も課さないといふ。

〔参考〕所基通33-1-6

ナマの税務相談室

共有地の分割